

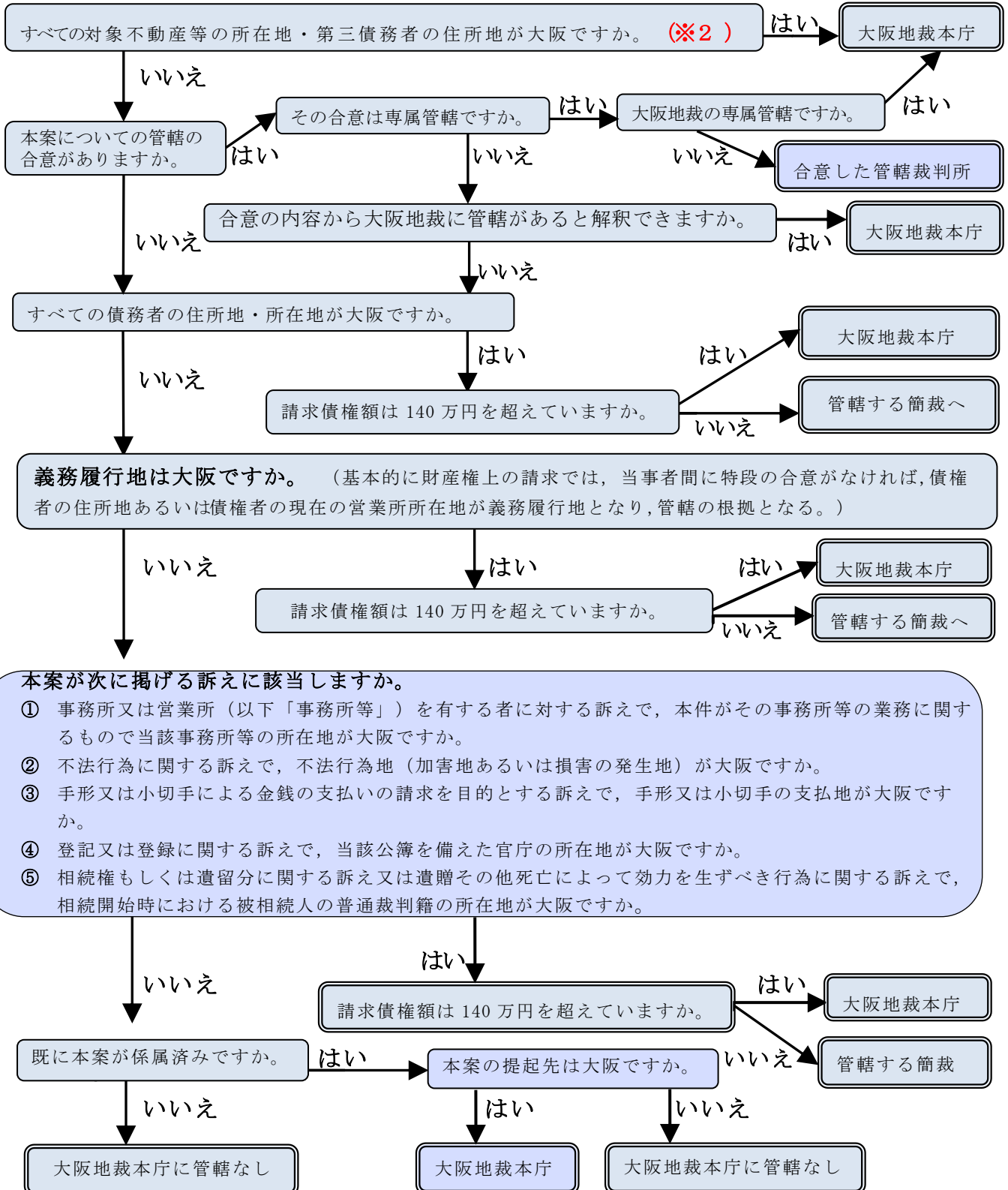
## 【 管轄チェックチャート（仮差押え） 】

本チャートで呼称する「大阪」は次の行政区域を指し、大阪地裁本庁の管轄区域となる。

池田市、茨木市、大阪市、交野市、門真市、四條畷市、吹田市、摂津市、大東市、高槻市、豊中市、豊能郡、寝屋川市、東大阪市、枚方市、三島郡、箕面市、守口市、八尾市

（※1 支部管轄（事務分配）の有無についての検討は、チャート末尾を参照）

人事訴訟を本案とする保全命令（主に財産分与、子の監護費用請求権）は家庭裁判所の専属管轄



## ※1 支部管轄についての検討

### 【堺支部で取り扱う事件】

大阪府下の次の行政区域にかかるものは、基本的に堺支部に申立てすべき事件となる。

堺市・高石市・大阪狭山市・富田林市・河内長野市・南河内郡・羽曳野市・松原市・柏原市・藤井寺市

### 【岸和田支部で取り扱う事件】

大阪府下の次の行政区域にかかるものは、基本的に岸和田支部に申立てすべき事件となる。

岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・泉北郡・泉佐野市・泉南市・阪南市・泉南郡

## ※2 国が第三債務者の管轄の根拠について

国が第三債務者となる事件（供託金還付請求権に対する仮差押、執行事件にかかる剰余金交付請求権に対する仮差押等）については、第三債務者の支出官が所在する官庁（通常は送達先となる）の所在地が大阪であれば、大阪地裁本庁が管轄する裁判所となる。

☞ 第三債務者が国となる保全事件の場合、国の代表者は法務大臣とはならず、仮差押債務の弁済権を有する官庁の支出官が代表者となり、当該支出官が職務を行う官庁の所在地が国の普通裁判籍となる（明治26年勅令第261号「政府の債務に差押命令を受くる場合に於ける会計上の規程」1条、8条）